

隔 月 発 行  
平 塚 市 役 所  
平塚市平塚新街 1.195 番地  
電話 1261~1268 番  
印刷所 井上印刷所 電話 773 番

第三十四号

# 平塚市弘報

皆さんは住民登録は  
すんでおりますか

住所を変更した時は必ず(14日以内)  
市役所の戸籍係へお届け下さい。

## 第二回

## 全日本豚共進会

江陽中学校々庭において開催

### 平塚櫻まつり

三月二十六日より  
四月 四日まで

今度、日本種豚登録協会主催の  
第四回全日本豚共進会が市江陽  
中学校々庭に左記の通り開催され  
ることになりました。

北は北海道、南は鹿児島に至る  
三十六都道府県から選抜された優  
秀な種豚一三〇頭、肉豚五〇頭が  
出品されます。市役所では種豚の  
登録方三万人を予定して観迎に  
あつた手をくくして準備いたし  
ており又市役所を中心として  
平塚市協議会が設けられ、宿舎の  
準備、案内所の設置等万の手配  
をいたしております。

又日社才二日目に  
は高松宮殿下も御来  
場になり親しく御覧  
見。

第一回全日本豚共進会の開催に、各都道府県の出品者の協賛により、来会観迎の意を込めて「桜まつり」が開催され、

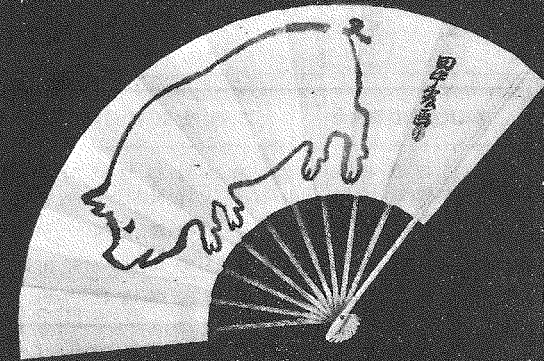
会場中  
一、ハート形  
二、市内各所をくく  
三、市内各所をくく

第四回全日本豚共進会の開催に、各都道府県の出品者の協賛により、来会観迎の意を込めて「桜まつり」が開催され、

会場中  
一、ハート形  
二、市内各所をくく  
三、市内各所をくく

## 第2回 全日本豚共進会

昭和29年  
3月26日  
1  
30日



参加 36都道府県  
出品頭数 種豚130頭  
肉豚 50頭

主催・社団法人日本種豚登録協会  
後援・農林省・神奈川県・平塚市

会場 神奈川県平塚市  
江陽中学校々庭

### 第二回全日本豚共進会審査並附帯行事日程表

| 期 日              | 行 事                              | 時 間                     | 場 所         |
|------------------|----------------------------------|-------------------------|-------------|
| 第一日<br>三月二十六日(金) | 一、開会式<br>二、種豚生体審査<br>三、肉豚生体審査    | 九時<br>〇〇分<br>〇〇分<br>〇〇分 | 第一会場(平塚市役所) |
| 第二日<br>三月二十七日(土) | 一、種豚生体審査<br>二、肉豚生体審査<br>三、肉豚生体審査 | 九時<br>〇〇分<br>〇〇分<br>〇〇分 | 第一会場(平塚市役所) |
| 第三日<br>三月二十八日(日) | 一、種豚生体審査<br>二、肉豚生体審査<br>三、肉豚生体審査 | 九時<br>〇〇分<br>〇〇分<br>〇〇分 | 第一会場(平塚市役所) |
| 第四日<br>三月二十九日(月) | 一、種豚生体審査<br>二、肉豚生体審査<br>三、肉豚生体審査 | 九時<br>〇〇分<br>〇〇分<br>〇〇分 | 第一会場(平塚市役所) |
| 第五日<br>三月三十日(火)  | 一、種豚生体審査<br>二、肉豚生体審査<br>三、肉豚生体審査 | 九時<br>〇〇分<br>〇〇分<br>〇〇分 | 第一会場(平塚市役所) |

特 二〇名  
平塚市教育研究所  
教育相談室開設、指導の  
さん方の教育に関するいろいろの  
問題について御相談に応ずること  
にします。

一、趣 旨  
平塚市教育研究所の事業の二  
として、教育相談室開設、  
教職員ならびに一般市民  
の教育関係問題について相談  
に応ずること。

二、実施方法  
①設置の場所  
平塚市教育研究所、但し移動  
巡回するもの。

②相談日時  
毎週月曜午後二時から四時  
まで、但し初回は三月  
二十五日(土)に開催する  
ことにします。

③資 料  
教育上のいろいろな資料を用  
意して御相談に応ずること  
にします。

三、相談に際する  
事項  
一、教育行政関係の問題  
二、児童生徒の教育指導  
上の問題  
三、幼児の教育に関する  
問題  
四、教育心理調査など  
に関する問題  
五、その他教育上の諸問  
題

### 教育相談室の開設

### まちをきれいに

ごみの処理を正しく

日本人はきれい好きと言われていますが、きれいなまちを  
つくるには、ごみの処理を正しくすることが大切です。

### 一月の 議会メモ

十二日 火葬場移転委員会  
現在までの経過報告と今後の対  
策について協議した。

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

議 決 案  
議 決 案

新  
し  
い

民生委員

生活にお困りの方は  
皆さんのよい相談相手の  
民生委員へ御相談下さい

全国へ行かれた、民生委員でした。の改選で、当時で国会の方々が新しい民生委員として厚生省の要職へおつた。この方々は今後三年間民生事業のために、御勤め下さると、なり皆さんの中で生活に困っている人身体に障害のある人保護をしなければならぬ子供をのこしていつまでもなんの御勤めに応ることもなつておしまふから、御意識をおたね下さい。

平塚市担当民生委員名一覽

[illegible]

消  
防  
電  
話  
が

完備しました

今般、消防署及び消防団に火災の通り電話を宛充しにしまふとの  
お知らせせられた。

従来、火災が発生するのを各町より  
消防署（一九九番）へ「火は」何処でですか」とその状況の問合せ電話が到ると、消防署から関係各所の通報がおくれ、誠に困惑いたしてゐた状態でありました。

す。そのため、消防の出動がおくなくなり、水道局の連絡がなかつたりと火災をきくに例もありまので、今後は「火の発生を消防へ知らせ」以外に「火災専用電話」を以て火警の問合せは「一九九番と火災専用電話」一を

利用せず、それ以外の電話を利用して下さいませとお願ひ致します。

急のため申添えらるゝが火災の一〇二九番と火災専用電話です。からお聞達のないうちにお願ひ

平塚市消防關係電話番号一覽表

|   |   |      |       |       |            |        |
|---|---|------|-------|-------|------------|--------|
| 名 | 稱 | 電話番号 | 住     | 所     | 摘          | 要      |
| 消 | 防 | 本    | 部     | 一、二六八 | 平塚新宿九八〇ノ一  | 消防署二階  |
| 消 | 防 | 署    | 一、一九  | 〃     | 〃          | 消防署庁舎  |
| 火 | 災 | 專用   | (消防署) | 火     | 事          | 〃      |
| 消 | 防 | 團    | 本部    | 一、二六八 | 〃          | 消防署二階  |
| 才 | 一 | 分    | 團     | 一、六三六 | 平塚一、三五〇    | 分団本部庁舎 |
| 才 | 二 | 分    | 團     | 九一六   | 〃 三、五五六    | 〃      |
| 才 | 三 | 分    | 團     | 三〇六   | 平塚新宿一、〇限ノ三 | 〃      |
| 才 | 四 | 分    | 團     | 九七    | 須賀一、三八ノ二   | 〃      |
| 才 | 五 | 分    | 團     | 三六一   | 馬入二、五五七    | 〃      |
| 才 | 六 | 分    | 團     | 一、三五五 | 平塚三、三三七    | 〃      |

昭和 29 年度  
市税納期一覽表

|     |       |      |
|-----|-------|------|
| 四月  | 固定資產稅 | 第一期  |
| 五月  | 荷車稅   | 自轉車稅 |
| 六月  | 市民稅   | 第一期  |
| 七月  | 固定資產稅 | 第二期  |
| 八月  | 市民稅   | 第二期  |
| 十月  | 市民稅   | 第三期  |
| 十二月 | 固定資產稅 | 第三期  |
| 一月  | 市民稅   | 第四期  |
| 二月  | 固定資產稅 | 第四期  |

市  
民  
税  
の  
申  
告  
は

おすみですか？

昭和二十九年度市税の個人申告は来る三月三十一日まで提出して頂くよう市用紙を配布しましたが、未だお出になつていない方が月期日までなるべく早目に提出して下さい。

記入にあつては次の事項を御注意の上よりきは筆を使用し、

一、昭和二十九年二月一日現在「平塚市内住宅」を所有する個人（「平塚市内住宅」事務所及び「平塚市内事務所」はつきり書いて下さい。）

二、同一住所に三、記入し出費を納め、納税用紙を不届きで税務課へ送附する場合は、納税用紙を提出して下さい。

市立見附台公会堂

## 使用申込方法

申込方法及び注意

- 一、使用しようとする方は商工會議所、その旨を申出て都府県良否を確めた上、書面（刑定違反をめる様式、商工會議所にあり）をもつて、該管警察署に願出下さい。
- 二、使用は無料でお貸します。
- 三、使用期限は使用期日より前出までに願出下さい。
- 四、営業目的の大揚料を取らるるには費用を禁止します。
- 五、使用は又転貸してはなりません。
- 六、使用者は騒動及び器物を損壊した場合は、の賠償を請求せられた場合とが有ります。
- 七、使用者は火気取締まり及び使用後の架装を確行して下さい。
- 八、使用者は当該騒動者の追及は、なされません。

なお平塚市消防関係の幹部の電話番号は次表の通りですから参考までにお知らせします。

|       |       |       |           |          |          |
|-------|-------|-------|-----------|----------|----------|
| 平塚市長  | 柿澤篤太郎 | 一九九   | 平塚三、四六五   | 自宅       | 呼出(分团本部) |
| 消防長   | 荻野堯之丞 | 一、三五三 | 須賀一、四七八   | 自宅       | 呼出(分团本部) |
| 消防團長  | 橘川兵三郎 | 四二二   | 平塚新宿九二一   | 病院       | 呼出(分团本部) |
| 副團長   | 倉田重久  | 五七〇   | 八六三       | 自宅       | 呼出(分团本部) |
| 副團長   | 小坂幸作  | 二二八   | 一、四九八     | 自宅       | 呼出(分团本部) |
| 第一分團長 | 清田豐吉  | 一、六三六 | 平塚一、七四六   | 呼出(分团本部) | 呼出(分团本部) |
| 第二分團長 | 須藤俊平  | 一、五九九 | 平塚新宿一、五三三 | 自宅       | 呼出(分团本部) |
| 第三分團長 | 中島豐   | 八四六   | 一、三二七     | 呼出(分团本部) | 呼出(分团本部) |
| 第四分團長 | 山口増五郎 | 二八七   | 須賀一、二七四   | 呼出(分团本部) | 呼出(分团本部) |
| 第五分團長 | 武井嘉一  | 四一〇   | 馬入二、五一六   | 呼出(分团本部) | 呼出(分团本部) |
| 第六分團長 | 武山圭司  | 三五五   | 平塚三、三七一   | 呼出(分团本部) | 呼出(分团本部) |

四、申告書の裏面を良く読んで事  
入れて下さい。

五、記入にあたって不明の点は税  
務課で尋ねて下さい。

四月の  
輪 競 塚 平

9 10 11 · 13 14 15  
金 土 日 火 水 水